

令和5年 12月 20日



農業委員会だより

第3号

庄原市農業委員会  
電話：0824-73-1133

## 「農地利用に関する意向調査」にご協力ください

令和5年4月1日より農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村は地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定することとなりました。

当農業委員会では、その地域計画を策定するにあたり、農地の現状や将来の意向を示した地図（目標地図の素案）を作成するため、農地所有者の皆様には「農地利用に関する意向調査」を実施することといたしましたのでご協力ください。

### 1 農業委員会の行う意向調査の範囲及び調査時期等について

目標地図（案）の作成に向けた農用地所有者の意向把握については、現在、市全域で進められている中山間集落協定農用地の集落戦略の策定を通じて得られる意向を反映させますので、今回の意向調査はその他の意向が確認できない農用地の所有者の方への調査を実施します。

**調査時期：**令和6年1月から2月頃

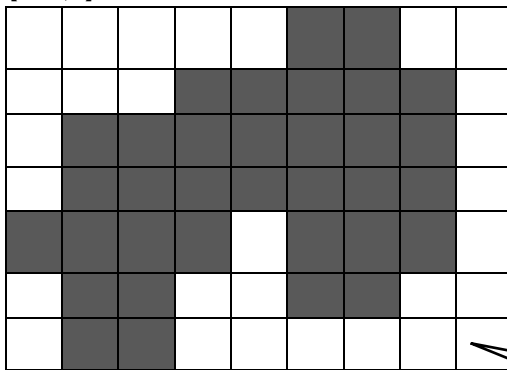
**調査対象者：**主に一筆5アール以上の農用地※を対象にその所有者の方


**調査方法：**該当される方への調査票の郵送による配布及び返信用封筒による回収

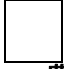
※中山間協定農地（基礎・個別）、中山間協定農地でない利用権設定農地その他5アール以上の農地

#### ■農業委員会の意向調査による意向把握（イメージ）

【A地区】



 中山間集落協定農用地（集落戦略）  
・集落戦略の策定を通じて、農地の現用及び将来の農地利用の目標を把握し目標地図（素案）作成に係る基礎データとする。

 上記以外の農用地  
・農業委員会の実施する意向調査により、現状及び意向を把握し、目標地図（素案）作成に係る基礎データとする。

この白枠の農地が今回調査対象

#### ■調査後について

回答いただいた調査をもとに、地域計画の原案（農業者や市、県、農業委員会、農地バンク、JAなどの関係機関で作成します。）、地区内で農業の将来（誰が中心となって地域農業を支えるのか、どのように農地を集積していくのかなど）について話し合いを行い、地域計画（目標地図を含む）を完成させた後、市による縦覧を経て、公告します。【裏面を参照ください】

なお、計画策定後、一定の期間ごとに見直しが行われます。

お問い合わせ先：農業委員会事務局 電話番号：0824-73-1133 FAX:0824-72-3322

メールアドレス:nougyou@city.shobara.lg.jp

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和6年度末までに「地域計画」を定めることとなりました。農地の集約化等の課題解決に向け、皆さんと一緒に、関係機関（市、県、農業委員会、農地バンク、JAなど）と一体となって地域計画の策定に取り組めます。

### 【地域計画とは】

- 農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図（計画書＋目標地図）です。  
 おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者や地域住民なども交えて話し合うこととなります。
- 担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担うものを地域に呼び込むために活用していきます。

### 【A地区】

#### ①現状把握

D	A	A	C	C	C	C	C
D	A	A	C	A	A	C	C
D	C	C	D	A	A	C	C
D	C	C	D	D	A	C	C
A	C	C	D	D	D	C	C
A	C	C	D	A	D	C	C
A	C	A	B	B	B	C	C
A	A	B	B	B	B	A	A
A	A	B	B	A	B	A	A

#### ②目標地図（案）＝「将来見込みの地図」

D	E	E	C	C	C	C	C
D	E	E	C	A	A	C	C
D	C	C	D	A	A	C	C
D	C	C	D	D	A	C	C
A	C	C	D	D	D	C	C
A	C	C	D	E	D	C	C
A	C	E	E	E	B	C	C
A	E	B	B	B	B	E	E
A	E	B	B	B	B	E	E

#### 協議の場での話し合い

- ・農用地の集積、集約
- ・多様な経営体の確保
- ・農地中間管理機構
- ・農作業委託の活用

#### ③目標地図（完成）

D	D	D	C	C	C	C	C
D	D	D	C	A	A	C	C
D	D	D	D	A	A	C	C
D	D	D	D	C	A	C	C
A	D	C	C	C	C	C	C
A	D	C	C	C	C	C	C
A	C	C	C	C	B	C	C
A	C	B	B	B	B	E	E
A	C	B	B	B	B	E	E

Aさん	管理者（70歳未満）が耕作
Bさん	管理者（70歳以上）が耕作
C法人	農業法人が耕作
Dさん	認定農業者が耕作
Eさん	草刈のみの管理

※目標地図には、一筆ごとに管理者を記載します。

まず、①農地台帳等のデータを基に現状把握を行い、②アンケートによる意向調査や集落戦略を基に目標地図（案）＝「将来見込みの地図」を作成する。①と②を基に協議の場で話し合い、地域外の担い手と認定農業者の参入や、お互いにより耕作しやすい条件を整えるために農業法人と認定農業者等との耕作地の調整などを行い、持続可能な農業を目指した③目標地図を完成させます。